

信用保証制度・経営支援の ご案内



鹿児島を支える中小企業の未来を応援！



ニーズ別保証制度チャート

中小企業者の皆さまの様々な目的に応じた制度をご用意しております。
※制度名の青色は協会制度、黒色は県制度、赤色は鹿児島市制度です。

長期で大口の事業資金が必要	▶ 一般保証、(県) 中小企業振興資金、(市) 産業振興資金
設備投資をしたい	▶ (県) 中小企業振興資金、(市) 産業振興資金
小規模企業者向けの資金支援を受けたい	▶ 小口零細企業保証、(県) 小規模企業活力応援資金、(市) 小規模企業支援資金、(市) 特別小口資金
借入枠を確保しスピーディーに資金調達したい	▶ 当座貸越(貸付専用型)根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、事業者カードローン700当座貸越根保証、Fast保証、Fast500保証
金融機関と協会のサポートが付いた資金を調達したい	▶ 協調支援型特別保証制度
社債を発行し低利に資金調達したい	▶ 中小企業特定社債保証
売掛債権や棚卸資産を担保に資金調達したい	▶ 流動資産担保融資保証
経営者保証なしで資金調達したい	▶ 財務要件型無保証人保証、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)
● 独自の技術や特許を活かして事業展開したい ● DXやカーボンニュートラルの実現に取り組みたい ● 店舗や工場を新設して事業拡大したい ● 異業種に参入して多角化・事業転換したい	▶ (県) 新分野開拓等支援資金、(市) 新事業展開支援資金【事業転換・多角化・事業拡大】
自分のお店や会社をスタートさせたい	▶ 創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証(県) 創業支援資金、(市) 創業支援資金
● BCP(事業継続計画)を作りたい ● 自然災害に対する事前対策(防災・減災等)に取り組みたい ● 耐震改修したい	▶ BCPサポート保証「あんしん」、(県) 事業活動継続支援資金
円滑な事業承継を行うための資金が必要	▶ 事業承継特別保証、事業承継サポート保証、特定経営承継関連保証、(県) 事業承継対策資金
返済条件の緩和を行っている借入を一本化(借換)して金融取引を正常化したい	▶ 条件変更改善型借換保証、(県) 事業再生支援資金
● 全国的に不況業種で資金繰りに困っている ● 災害の影響で売上・設備に支障がでている ● 取引先の倒産で経営に影響を受けている	▶ 経営安定関連保証(セーフティネット保証)、危機関連保証、危機対応短期保証、(県) セーフティネット対応資金、(県) 緊急経営対策資金、(県) 緊急災害対策資金、(市) 経営安定化資金【セーフティネット保証対応】、(市) 経営安定化資金【危機関連保証対応】、(市) 経営安定化資金【経済環境変化等】、(市) 災害対策資金
原材料高騰や人件費の上昇により経営に影響を受けている	▶ (県) 物価高騰等対策特別資金
月次で財務状況や資金繰り状況等を把握したうえで、成長に向けた事業の立て直しなどを図りたい	▶ モニタリング強化型特別保証
疑似資本的な借入で資金繰り改善を図りたい	▶ 継続型連携サポート保証
● 資材高騰や人手不足等による影響から経営力の強化を図りたい ● 各支援機関等の支援を受け計画を策定し、事業再生に取り組みたい	▶ 経営力強化保証、経営改善サポート保証、(県) 経営力強化資金、(県) 経営改善支援資金、(県) 事業再生支援資金
海外への販路拡大を図りたい	▶ (市) 新事業展開支援資金【海外販路拡大】
ICT活用促進のための資金が必要	▶ (市) ICT活用促進資金
SDGsに取り組んでいる方、取り組もうとしている方	▶ SDGs促進保証

新設・改正された県融資制度

県「物価高騰等対策特別資金」の創設

物価高騰や人件費等のコスト上昇への対応に苦慮し、厳しい経営を強いられている事業者の資金繰りを支援する資金が創設されました。

制度概要

▶保証対象
県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で以下A・Bのいずれかに該当するもの
A【物価高騰関連】以下のいずれにも該当するもの
(1)最近1年間のいずれかの1月間において、原材料等のうち少なくとも1品目の平均仕入れ単価が前年同期の平均仕入れ単価に比べて5%以上上昇したもの
(2)(1)の平均仕入れ単価が上昇した品目に係る製品・サービス等の価格転嫁を行ったもの
(3)最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であるもの
B【人件費上昇関連】以下のいずれにも該当するもの
(1)最近1年間のいずれかの1月間において、人件費と労務費の計(一人当たり又は総額)が前年同期に比べて3%以上上昇したもの
(2)最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であるもの
※ A・Bのいずれかの要件に該当するかどうか、事業者が申告し、申込受付機関(商工会・商工会議所、金融機関等)の確認を受ける必要があります。(物価高騰等対策特別資金融資対象該当申告書)
▶保証限度額 運転資金 2,000万円
▶利 率 年1.75%～年2.05%
▶保証料率 年0%(県が全額補助)
▶保証期間 5年以内(据置期間1年以内)
▶取扱期間 令和9年3月31日までに保証申込受付されたもの

県「経営改善支援資金」の対象者要件の追加

令和7年4月に創設された経営改善支援資金の対象者要件「(3)国の事業再構築補助金に係る計画の採択を受けて経営改善を行うもの」について、国の事業再構築補助金の公募が令和7年3月で終了し、後継となる「中小企業新事業進出補助金」が創設されたことから、(3)の要件に中小企業新事業進出補助金の利用者が追加されました。

県「緊急経営対策資金」の要件緩和(米国関税措置関連)の取扱い延長

緊急経営対策資金において令和7年7月より時限的に行われていた米国関税の影響を受けた事業者を対象とした要件緩和の取扱いが、1年間延長されました。

県 「事業再生支援資金(事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度対応)の取扱いの延長

国の事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度の取扱期間が令和9年3月31日まで延長されたことから、県融資制度での取扱いも同日まで延長されました。

※令和8年4月1日より、国の保証料補助率が引き下げられることに伴い、県制度保証料率も、0.2%から0.3%へ変更されます。

県 「事業承継対策資金」の保証料上乘せ補助の延長

事業承継対策資金について、信用保証料補助率の上乗せ措置が延長されました。
(令和10年度末まで延長)

県 鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業及びかごしま「働き方改革」推進企業に対する保証料上乘せ補助の延長

鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業及びかごしま「働き方改革」推進企業に対する保証料上乘せ補助（0.1%）が延長されます。
(全資金が対象、令和10年度末まで延長)

※鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言の宣言事業者及びかごしま「働き方改革」推進企業のいずれかに対する保証料上乘せ補助であり、重複はできません。

※物価高騰等対策特別資金は保証料上乘せ補助の適用外です。

県 資金繰り円滑化対策の期限延長

ア 緊急金融対策の期限を令和8年3月31日から令和9年3月31日に延長

- ・対象資金：「中小企業振興資金」の運転設備資金、「小規模企業活力応援資金」
- ・保証料補助率：0.05%～0.15%（通常保証料補助へ上乗せ）

イ 条件変更(融資期間等の延長)の取扱いの延長

条件変更による融資期間及び据置期間の延長について、金融機関と保証機関が協議の上決定した期間まで延長ができる取扱いを、令和7年度までの措置としていたが、現在の経済状況に鑑み、当分の間は、金融機関・保証機関・商工団体等の関係機関が連携して中小企業の経営改善や事業再生を支援する必要があることから、本取扱いを令和8年度末まで1年間延長する。

新設された協会保証制度

協 「モニタリング強化型特別保証制度」の創設について(略称:モニ特別)の創設

物価高や人手不足等の影響を受けている中小企業者の成長に向けた事業の立て直しや投資を後押しするため、一定の要件を満たす中小企業者に対して、時限的に信用保証料の一部を国が補助する「モニタリング強化型特別保証制度」が令和8年3月16日に創設されました。

制度概要

▶保証対象

認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者

なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る

▶保証限度額 2億8,000万円(組合等の場合は4億8,000万円)

▶保証料 下表のとおり

▶資金使途 事業資金

▶保証期間 一括返済の場合 1年以内
分割返済の場合 10年以内
(運転資金:据置1年以内、設備資金及び運転設備資金:据置3年以内)

▶添付書類 モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書

▶取扱期間 令和11年3月31日までに協会が保証申込受付したもの

保証料補助について

保証協会への保証申込日が令和8年3月16日から令和9年3月31日までの場合、次の表に定める補助率に相当する額を国が補助します。なお、令和9年4月1日以降の補助率等は未定です。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助(%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担(%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※ 条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外となります

改正された鹿児島市融資制度

市 新規開業支援利子補給金の交付条件の追加

新規開業支援利子補給金の交付条件が追加されました。

(改正前) 申請日において、創業者が開業業種と同一の業種を市内で引続き営んでいること

(改正後) 申請日において、融資実行日から1年間、創業者が開業業種と同一の業種を市内で引続き営んでいること

主な協会保証制度①

主な協会保証制度を記載しています。
ほかにも様々な保証制度をご用意していますので、お気軽にご相談ください。

区分	制 度 名		ご利用の目安	資金使途	限度額 (組合等)	期間 (据置期間)
①多様な資金ニーズに	一 般 保 証		長期、大口の事業資金が必要なときに	運転資金 設備資金		20年以内
	協調支援型特別保証制度 〔 取扱期間は 令和10年3月31日まで 〕		申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロバ一融資を受けるときに	事業資金	2億8,000万円 (4億8,000万円)	分割返済の場合 10年以内 (運転資金1年以内) (設備・運転設備資金3年以内)
			申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うときに		一括返済の場合 1年以内	
	モニタリング強化型 特別保証 〔 取扱期間は 令和11年3月31日まで 〕		物価高や人手不足等の影響を受ける方が、認定経営革新等支援機関との連携により、事業の立て直しや投資を行うときに		2億8,000万円 (4億8,000万円)	分割返済の場合 運転資金 10年以内(1年以内) 設備資金・運転設備資金 10年以内(3年以内) 一括返済の場合 1年以内
	継続型 連携サポート 保証	金融機関 連携型	資金繰りの円滑化を図りたい方に	運転資金 設備資金	500万円以上 5,000万円以下	1年以内 【資格要件に該当する方は10年 を限度に更新できます】
		税理士等 連携型	税理士等が月次管理する中小企業者が、資金繰りの円滑化を図りたいときに			
財務要件型無保証人保証			一定の財務要件を満たす方が経営者保証無しで設備投資及び事業拡大を行いたいときに		2億8,000万円 (4億8,000万円)	分割返済の場合 7年以内 (1年以内) 一括返済の場合 2年以内
②スピーディーな資金調達・資金繰り円滑化に	Fast保証		一定基準の要件を具備する中小企業者が、簡易迅速に資金調達を行いたいときに	運転資金	5,000万円	7年以内（1年以内）
	Fast500保証				500万円	5年以内（6月以内）
	当座貸越（貸付専用型） 根保証		経営に必要な資金を反復継続的に必要とするときに	運転資金	100万円以上 2億8,000万円	1年又は2年 【資格要件に該当する方は、 更新できます】
	事業者カードローン 当座貸越根保証		小口の事業資金を反復継続的に必要とするときに		100万円以上 2,000万円	
	事業者カードローン700 当座貸越根保証				100万円以上 700万円【※3】	
③創業・小規模企業者の方に	小口零細企業保証		責任共有制度の導入に伴い、金融環境変化の影響を受けやすい小規模企業者のために	運転資金 設備資金	2,000万円 【既存の保証付融資残高との 合計で2,000万円の範囲内】	運転資金 5年以内（6月以内） 設備資金 7年以内（6月以内）
	スタートアップ 創出促進保証【※4】		法人にて創業を予定している方や創業後5年未満の法人で経営者保証不要にてスタートアップを図りたいときに			10年以内（1年以内） 【※5】
	創業関連保証		産業競争力強化法に基づく創業者で創業にかかる資金が必要なときに		3,500万円 【スタートアップ創出促進保証、 創業関連保証、再挑戦支援 保証の合計額】	
	再挑戦支援保証		産業競争力強化法に基づき事業に再チャレンジするときに			

※1 会計参与設置会社（一括支払契約保証を除く）または公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方。
※2 令和9年3月31日までに保証申込みがあった場合の利率です。
※3 500万円を超える場合は、直近決算において平均月商を350万円以上計上していることが必要です。

ご相談・お申込先…取扱金融機関
ご相談…鹿児島県信用保証協会 保証部 TEL099(223)0271・経営支援部 TEL099(223)0274

（令和8年4月1日現在）

返済方法	保証料率	保証料割引の適用 (各0.1%の割引)		融資利率	連帯保証人	担 保	責任共有 (対象・ 対象外)	取扱金融機関	
		有担保 割引	会計参与設置等 に対する割引 【※1】						
分割又は 一括返済	年0.45%～1.90%	有	有	金融機関 所定の利率	必要となる 場合がある	必要に応じ徴求	対 象	各金融機関	
	年0.30%～1.27% 【※2】	無	無						
	年0.34%～1.43%								
分割又は 一括返済	年0.23%～0.95% 【※2】	無	無						
一括返済	年0.45%～1.90%				有	有			不 要
	年0.35%～1.80%								
分割又は 一括返済	年0.45%～1.90%				有	有			不 要
原則として 分割返済	年0.45%～1.90%	必要となる 場合がある	原則として不要						
約定返済 または 随時返済	年0.39%～1.62%		原則として、 5,000万円以内不要 5,000万円超要担保				当座貸越契約を締結 している金融機関		
		原則として不要	事業者カードローン 当座貸越契約を締結 している金融機関						
分割又は 一括返済	年0.50%～2.20%	無	無		原則として不要	対象外	各金融機関		
原則として 均等分割返済	年1.20%				不 要				
	年1.00%							必要となる 場合がある	

※4 保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者については、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが必要です。
※5 スタートアップ創出促進保証については、保証付融資と原則同時にプロバ一融資を実行する場合、又は保証申込時においてプロバ一融資の残高がある場合は、据置期間3年以内となります。

主な協会保証制度②

ご相談・お申込先…取扱金融機関
ご相談…鹿児島県信用保証協会 保証部 TEL099(223)0271・経営支援部 TEL099(223)0274

(令和8年4月1日現在)

区分	制 度 名	ご利用の目安	資金使途	限度額 (組合等)	期間 (据置期間)
④ 更なる発展を目指す方に	中小企業特定社債保証	中小企業者が自社の発行する社債（私募債）で資金調達を行いたいときに	運転資金 設備資金	4億5,000万円 【融資限度額5億6,000万円】	2年以上7年以内
	流動資産担保融資保証	売掛債権及び棚卸資産を担保として資金調達を図るときに		2億円 【融資限度額2億5,000万円】	根 保 証 1年間 【更新できます】 個別保証 1年以内
⑤ 経営を改善したい方に	経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方（既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限りSN5号を利用できます）	事業資金	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転資金 5年以内（1年以内） 設備資金 7年以内（1年以内） 借換資金 10年以内（1年以内） 一括返済の場合 1年以内
	経営改善サポート保証 (経営改善・再生支援強化型) 取扱期間は 〔令和9年3月31日まで〕	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行うときに	事業再生の計画の実施に必要な事業資金	2億8,000万円 (4億8,000万円)	分割返済の場合 15年以内 (3年以内) 一括返済の場合 1年以内
	経営改善サポート保証 (通常型)	経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画や、中小企業再生支援協議会の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うときに		2億8,000万円 (4億8,000万円)	分割返済の場合 15年以内 (1年以内) 一括返済の場合 1年以内
	条件変更改善型 借換保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び金融機関への当該計画の進捗報告を行うことを前提に、返済条件の緩和を行っている保証付き既往借入金を借り換えるときに			15年以内 (1年以内。新規の融資分を含む場合は2年以内)
⑥ 事業承継をお考えの方に	事業承継特別保証	事業承継時に経営者保証が理由で円滑な事業承継が進まない方に	運転資金 設備資金	2億8,000万円	分割返済の場合 10年以内 (1年以内) 一括返済の場合 1年以内
	事業承継サポート保証	事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するとき			15年以内（2年以内）
⑦ 経済危機時に	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	国のセーフティネット保証制度に対応（経営安定1号～8号の認定を受けた方に）		2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内（1年以内）
	危機関連保証	突発的に生じた経済危機や災害等により、経営の安定に支障を生じている方が市町村長の認定を受けたときに			10年以内（2年以内）
⑧ 経営者保証を提供しない	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証（国補助制度） 【※2】	経営者保証の提供を希望しないときに		8,000万円 ※セーフティネット保証4、5号の場合は別枠で8,000万円	分割返済の場合 10年以内 (1年以内) 一括返済の場合 1年以内
	プロパー融資借換特別保証	金融機関に対して経営者保証を提供した既往のプロパー融資について、金融機関において経営者保証を解除する意向はあるものの、その全部について解除することが困難なときに	運転資金 (借換資金)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	分割返済の場合 10年以内 (1年以内) 一括返済の場合 1年以内
⑨ SDGs	SDGs促進保証	SDGsに賛同し、SDGsに関する認定、認証、登録等を受けている方や既に目標に向けた取組を進めており、持続可能な社会の実現のために社会的課題の解決に取り組もうとしている方に	運転資金 設備資金 運転設備資金	5,000万円	運転資金 10年以内（1年以内） 設備資金 15年以内（2年以内） 運転設備資金 10年以内 (2年以内)

返済方法	保証料率	保証料割引の適用 (各0.1%の割引)		融資利率	連帯保証人	担 保	責任共有 (対象・対象外)	取扱金融機関
		有担保 割引	会計参与設置等 に対する割引 【※1】					
満期一括償還 定時償還	年0.45%～1.90%	有	有	金融機関 所定の利率	不 要 (共同保証人のみ)	2億円超は 原則有担保	対 象	各金融機関
根保証 約定返済 又は随時返済 個別保証 一括返済	年0.68%	無			不 要	流動資産を譲渡担保と して徴求(個別保証の 場合、売掛債権のみ)		
分割又は 一括返済	5号 年0.80% 一般 年0.45% ～1.75%	有 SN5号を利用し た場合は適用無			必要となる 場合がある			
	年0.4%	無	①対象 ②対象外					
分割又は 一括返済	①責任共有対象の 場合 年0.80% ②責任共有対象外の 場合 年1.00%	無	有					
原則として 分割返済	年0.45%～1.90%	有						
分割又は 一括返済	0.45%～1.90% 活性化協議会及び事業承継・引継ぎ 支援センターの確認を受けた場合 年0.20%～1.15%	有 活性化協議会及び事 業承継・引継ぎ支援 センターの確認を 受けた場合は適用無	有 活性化協議会及び事 業承継・引継ぎ支援 センターの確認を 受けた場合は適用無		不 要		対 象	
分割返済	年1.15%	有	有					
原則として 分割返済	1～4,6号 年0.87% 5,7,8号 年0.80%	無				必要となる 場合がある	1～4,6号 対象外 5,7,8号 対象	
原則として 均等分割返済	年0.80%					対象外		
分割又は 一括返済	①4号 1.07%～1.27% ②5号 1.00%～1.20% ③一般 0.65%～2.30%					不 要	①対象外 ②③対象	
分割又は 一括返済	年0.45%～1.90%	有				必要に応じ徴求	対 象	
分割返済	年0.25%～1.70%	無			必要となる 場合がある			

※1 会計参与設置会社（一括支払契約保証を除く）または公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方
※2 取扱期間は令和9年3月31日までです。なお、この保証料率は令和9年3月31日までの料率です。

県中小企業融資制度

金融機関を通じて鹿児島県が行う融資制度で、鹿児島県信用保証協会が保証します。

区分	資金名	ご利用の目安	資金使途	限度額	期間 (据置期間)
汎用資金	中小企業振興資金	通常の運転資金・設備資金	運転設備資金	5,000万円	7年以内(1年以内)
	小規模企業活力応援資金【※4】	小規模企業者に対する資金	設備資金	7,000万円	15年以内(1年以内)
経済活性化支援資金	創業支援資金【※4】	I 国が認定した市町村の特定創業支援等事業による支援を受けて、6か月以内に新たに事業を開始しようとするとき II 商工団体の推薦を受けて、1か月以内に個人で、又は2か月以内に会社を設立して新たに事業を開始しようとするとき ※国の創業関連保証制度及びスタートアップ創出促進保証制度(経営者保証免除)に対応【※5】 ※開業して5年未満を含む III 商工団体の推薦を受けて新たに事業を開始しようとするとき ※上記II以外の者(開業して6か月未満を含む)	運転資金 設備資金	2,000万円 ただし既存の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内	運転資金 5年以内(6月以内) 設備資金 7年以内(6月以内)
	事業承継対策資金	1年以上継続して営んでいる事業を承継する者であって次のいずれかの要件に該当するとき I 事業を承継しようとするとき(承継後5年以内を含む) II 中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けて事業承継を行おうとするとき III 県事業承継・引継ぎ支援センターや認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業承継計画を策定し、事業承継を行おうとするとき		2,000万円	運転資金 7年以内(1年以内) 設備資金 10年以内(1年以内) 【※6】 運転資金 7年以内(2年以内) 設備資金 10年以内(3年以内)
	事業活動継続支援資金	I 耐震改修(耐震診断・補強設計を含む)に取り組むとき II 国の認定を受けた事業継続力強化計画等に基づいて、自然災害やサイバー攻撃、感染症の流行等の異常な現象に直接又は間接に起因するリスクに対する事前対策(防災・減災等)に取り組むとき		28,000万円 8,000万円	運転資金 15年以内(2年以内) 設備資金 20年以内(3年以内) 運転資金 7年以内(2年以内) 設備資金 15年以内(3年以内)
	新分野開拓等支援資金	I 独自の技術・特許等を生かして事業展開しようとするとき II (公財)かごしま産業支援センターが行う事業の採択を受け、事業展開しようとするとき III DXの実現に向け、IoT・キャッシュレス決済・テレワーク等の導入、デジタル技術の活用、デジタル人材の育成や新産業創出に取り組むとき IV カーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、環境・新エネルギー分野における製品開発等を行うとき		15,000万円	運転資金 7年以内(2年以内) 設備資金 10年以内(3年以内)
	緊急災害対策資金	災害により経営に影響を受けたとき I 激甚法、災害救助法又は被災者生活再建支援法の適用を受ける災害により被災したとき II 知事特認災害により被災したとき	運転設備資金 設備資金	2,000万円 3,000万円	7年以内(2年以内) 10年以内(3年以内)
経営安定対策資金	緊急経営対策資金	取引先の倒産や最近の経済変動により経営に影響を受けたとき	運転資金 設備資金	2,000万円 3,000万円	7年以内(2年以内) 10年以内(3年以内)
	セーフティネット対応資金	中小企業信用保険法第2条第5項の特定中小企業者に該当するとき【※9】 I 第1号～第4号・第6号(大型倒産、突発的災害等) II 第5号・第7号・第8号(不況業種、金融機関合理化等)	運転資金 設備資金	5,000万円	運転資金 7年以内(2年以内) 設備資金 10年以内(3年以内)
	事業再生支援資金	I 中小企業活性化協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うとき ※国の経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)、事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)に対応 II 返済条件の緩和を実施した既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換えるとき ※国の条件変更改善型借換保証に対応		5,000万円	15年以内 (1年以内。経営改善・再生支援強化型の場合は3年以内) 15年以内 (1年以内。新規融資分を含む場合は2年以内)
	経営力強化資金	I 県の承認を受けた経営革新計画に基づいて事業を営むとき II 国の認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業を営むとき III 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うとき ※国の経営力強化保証に対応(既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限りSN5号を利用できます) IV 市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づいて事業を営むとき V 県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づいて事業を営むとき	運転資金 設備資金	5,000万円	運転資金 7年以内(2年以内) 設備資金 10年以内(3年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内) 借換資金 10年以内(1年以内) 運転資金 7年以内(2年以内) 設備資金 10年以内(3年以内)
	経営改善支援資金	I 中小企業活性化協議会の助言又は指導を受けて作成した早期経営改善計画に基づいて経営改善を行うとき II よろず支援拠点による継続的な経営支援を受けながら経営改善を行うとき III 国の事業再構築補助金や、労働局の業務改善助成金に係る計画の採択を受けて経営改善を行うとき IV 前年度と比較して、当年度の最低賃金を3%以上引き上げたとき	運転資金	5,000万円	運転資金 7年以内(2年以内) 設備資金 10年以内(3年以内)
	物価高騰等対策特別資金	A 物価高騰関連：以下のいずれにも該当するとき (1)最近1年間のいずれかの1月間において、原材料等のうち少なくとも1品目の平均仕入れ単価が前年同期の平均仕入れ単価に比べて5%以上上昇したとき (2)(1)の平均仕入れ単価が上昇した品目に係る製品・サービス等の価格転嫁を行ったとき (3)最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であるとき B 人件費上昇関連：以下のいずれにも該当するとき (1)最近1年間のいずれかの1月間において、人件費と労務費の計(一人当たり又は総額)が前年同期に比べて3%以上上昇したとき (2)最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であるとき		2,000万円	5年以内(1年以内)

※1 パートナリーシップ構築宣言の宣言事業者、鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者又はかごしま「働き方改革」推進企業は、さらに0.1%の引き下げが適用されます。(物価高騰等対策特別資金以外の資金が対象)
※2 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、保証料率が0.25%又は0.45%上乗せされます。
※3 会計参与設置会社(一括支払契約保証を除く)または公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方
※4 NPO法人の場合は小規模企業活力応援資金及び創業支援資金は利用できません。
※5 スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合、初回の確定申告納付が終了していない方は事業開始に必要な額の10%以上の自己資金を有している必要があります。

ご相談・お申込先…各商工会議所・商工会、取扱金融機関

ご相談…鹿児島県中小企業支援課

鹿児島県信用保証協会

経営支援部

金 融 係

保 証 部

TEL099(286)2946

TEL099(223)0271

TEL099(223)0274

※創業支援資金のお申込は、各商工会議所・商工会(組合は県中小企業団体中央会)に限ります。
※事業再生支援資金及び経営力強化資金の融資対象者Ⅲのお申込みは、取扱金融機関に限ります。

(令和8年4月1日現在)

返済方法	保証料率 【※1】 【※2】	保証料割引の適用 (各0.1%の割引)		融資利率	連帯保証人	担 保	責任共有 (対象・対象外)	取扱金融機関				
		有担保 割引	会計参与設置等 に対する割引【※3】									
毎月均等 分割返済 ただし、融資期間 1年以内の融資に あっては一括又は 均等分割返済	年0.29%～1.59%	有		1年以内 年1.95% 1年超3年以内 年2.15% 3年超5年以内 年2.25% 5年超7年以内 年2.45%又は変動金利 7年超10年以内 年2.55%又は変動金利 10年超 変動金利		必要に応じ 徴求	対 象					
	年0.29%～1.74%			1年以内 年1.95% 1年超3年以内 年2.15% 3年超5年以内 年2.25% 5年超7年以内 年2.45%又は変動金利		原則として 不要	対象外					
	年0.39%～1.69%					不 要						
毎月均等 分割返済	年0.68%【※7】 (女性や青年(30歳未満) による創業の場合 年0.36%)	無		1年以内 年1.85% 1年超3年以内 年2.05% 3年超5年以内 年2.15% 5年超7年以内 年2.35% 7年超10年以内 年2.45%	必要となる 場合がある		対 象	鹿児島銀行 南日本銀行 鹿児島信用金庫 鹿児島相互信用金庫 奄美大島信用金庫 鹿児島興業信用組合 鹿児島県医師信用組合				
	年0.13%～1.58% (女性や青年(30歳未満)による創業の場合 年0.00%～1.26%)								有	1年以内 年1.85% 1年超3年以内 年2.05% 3年超5年以内 年2.15% 5年超7年以内 年2.35% 7年超10年以内 年2.45%	対象 【※8】	奄美信用組合 福岡銀行 肥後銀行 宮崎銀行 西日本シティ銀行 熊本銀行 宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫 (県外に本店を有する金融機関に ついては県内営業店に限る。)
	年0.00%～1.26%											
	年0.00%	I 年0.00% II 年0.00%～1.40%	I対象外 II対象									
	年0.63%			1年以内 年1.75% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.35%		対象 【※10】						
	年0.00%～1.26%						1年以内 年1.75% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.35%	対象				
	I 年0.00% II 年0.00%～1.40%	1年以内 年1.75% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.35%	対象									
	年0.13%～1.58%			1年以内 年1.75% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.35%		対象						
	年0.31%						1年以内 年1.75% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.35%	対象				
	年0.79%	1年以内 年1.75% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.35%	対象									
	SN5号 年0.48% 一般 年0.13%～1.43%			1年以内 年1.75% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.35%		対象						
	年0.64%						1年以内 年1.75% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.35%	対象				
	年0.13%～1.58%	1年以内 年1.75% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05%	対象									
年0.00%	1年以内 年1.75% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05%			対象								

※6 スタートアップ創出促進保証制度を利用し、保証機関の保証がない融資を併せて申込む場合は据置3年以内になります。
※7 国の「スタートアップ創出促進保証制度」に対応した経営者保証を不要とする取扱いをする場合は、保証料が0.20%上乗せされます。
※8 激甚災害により被災したものに係る保証については「対象外」、それ以外の保証については「対象」となります。
※9 特定中小企業者とは取引先企業等の倒産、突発的災害、全国的に業況の悪化している業種に属している、金融機関合理化等により経営の安定に支障を生じている事業者であって、事業者の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた方です。
※10 責任共有制度対象外の保証付き既借借入金を同額以内で借り換える場合又は求償権消滅保証を利用する場合は、責任共有対象外となります。

鹿児島市中小企業融資制度

金融機関を通じて鹿児島市が行う融資制度で、鹿児島県信用保証協会が保証します。
鹿児島市に住所と事業所を有し、6月以上(資金によっては1年以上)継続して事業を営んでいる個人・法人の中小企業者が利用できます。
(ただし、創業支援資金は事業実績のない方や事業実績が1年未満の方が対象。街なかリノベーション推進資金は事業実績を問いません。)

資金の種類		利 用 者	資金使途	融資限度額	期間 (据置期間)
産業振興資金		事業の振興や経営の改善を図るために資金が必要な方		3,000万円	運転資金 7年以内(1年以内) 設備資金 10年以内(1年以内)
特別小口資金		次の①～③の全てに該当する方 ①同一事業を1年以上経営している小規模企業者 ②市県民税の所得割が課されている方 ③申込時、保証協会の保証残高のない方 (完済を条件に申し込むことができます)		2,000万円	7年以内 (1年以内)
小規模企業支援資金		中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者		2,000万円 (ただし既存の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内)	
創業支援 資金 【※6】 【※7】	創業関連 保証対応	次のいずれかに該当する方 ①これまでに創業経験がなく、市内に住所と事業所を有し、市内で事業を始めて1年を経過していない方 ②これまでに創業経験がない方が設立した市内に住所と事業所を有する法人で、法人を設立した日から1年を経過していないもの ③これまでに創業経験がなく、市内に住所を有し、融資を受けた日から1月以内(※)に市内で創業する計画がある方(創業により市内に住所を有することになる場合も対象) ④これまでに創業経験がなく、融資を受けた日から2月以内(※)に市内に住所と事業所を有する法人を設立し、その法人が市内で創業する計画がある方 ⑤これまでに創業経験がなく、市外で創業してから5年を経過していない方で、かつ、住所と全事業所を市内に移転する方(住所と全事業所を市内に移転後1年を経過していない場合も対象) ⑥これまでに創業経験がない方が設立した市外で設立後5年を経過していない法人で、住所と全事業所を市内に移転するもの(住所と全事業所を市内に移転後1年を経過していない場合も対象) ※本市の特定創業支援等事業(創業スキル養成講座等)を受けて創業する場合は、6月以内となります。	運転資金 設備資金	2,000万円 (うち運転資金は1,400万円以内)	7年以内 (1年以内) 【※9】
		創業関連保証対応の②、④、⑥のいずれかに該当する方			
	スタートアップ 創出促進保証 対応【※8】	創業関連保証対応の②、④、⑥のいずれかに該当する方			
	一般保証対応	創業関連保証対応の①、②、⑤、⑥又は、以下のいずれかに該当する方 ①これまでに創業経験がなく、市内に住所を有し、市内で創業する計画がある方(創業により市内に住所を有することになる場合も対象) ②これまでに創業経験がなく、市内に住所と事業所を有する法人を設立し、その法人が市内で創業する計画がある方			
新事業展開 支援資金	事業転換・多角化・事業拡大		同一事業を1年以上営み、次の①～④のいずれかに該当する方 ①事業転換や多角化を行う方 ②市内において新規雇用を伴う、現事業の事業拡大(店舗、事務所、工場の新設)を行う方 ただし、移転や増設・分社化は対象となりません。	事業転換・多角化 1,200万円 事業拡大・海外販路拡大・ 新特産品コンクール 3,000万円	運転資金 7年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年6月以内)
	海外販路拡大		③海外への販路拡大に取り組む方(輸入に関するものは除く)		
	新特産品コンクール		④「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者 (入賞年度を含め5年度以内の方が対象)		
	街なかリノベーション 推進資金【※6】		次の条件を全て満たす方 ①市内に住所と事業所を有する方(事業開始により市内に住所と事業所を有することとなる場合も対象) ②市主催の街なかリノベーション実践セミナー(対象:令和4年度～令和7年度)の修了者 ③市内の空き店舗等を活用して事業を行う方	1,000万円	
環境配慮促進資金		次の①～④のいずれかに該当する方 ①ISO14001、エコアクション21、KES、グリーンオフィスかごしま(市環境管理事業所)のいずれかの認証を取得している方 ②ISO14001の認証取得に資金が必要な方 ③次世代自動車(ハイブリッド、電気、天然ガス、プラグインハイブリッド、燃料電池、クリーンディーゼル自動車)を購入する方 ④新エネルギー設備や公害防止施設の設置等に資金が必要な方	3,000万円	運転資金 7年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)	
ICT活用促進資金		同一事業を1年以上営み、事業改善や生産性の向上を図るため、ICTの活用促進のための資金が必要な方			
経営安定化 資金【※12】	危機関連保証対応		中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者(国の危機関連保証制度に対応)	3,000万円	運転資金 7年以内 (2年以内) 設備資金 10年以内 (2年以内)
	セーフティネット 保証対応		中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号に規定する特定中小企業者(国のセーフティネット保証制度に対応)		
	経済環境変化等		経済環境の変化や桜島降灰の影響等により一時的に売上等が減少しているなど、特に市長が認める方		
	災害対策資金【※13】		火災や自然災害等の被害を受け、その対策に資金が必要な方 ※原則として、り災証明等を受けた方	1,500万円	運転資金 7年以内(2年以内) 設備資金 10年以内(3年以内)

※1 会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方
※2 融資期間が1年以内の場合、一括又は均等分割償還を選択できます。
※3 設備資金として利用する場合、保証料補助は2/3になります。運転・設備資金両方を利用する場合は、設備資金が全体の2/3を超える場合に適用されます。また、保証料率が年1.25%以上の場合は年0.60%(設備資金として利用する場合は年0.80%)で算出した保証料相当額を補助します。
※4 かごしまSDGs推進パートナーの登録を受けている場合、さらに0.10%の割引があります。(登録証の写しが必要)
※5 NPO法人が利用する場合は、責任共有対象となります。信用保証料率は年0.60%。
※6 創業支援資金、街なかリノベーション推進資金は1回限り利用できます。
※7 創業支援資金を利用した方を対象に、融資実行後1年以内の支払利息相当額を市が補助します。(上限30万円)

ご相談・お申込先…取扱金融機関
ご相談…取扱金融機関
鹿児島市 産業支援課 金融係 TEL099(216)1324 開庁時間:8時45分～16時30分(電話対応:8時30分～17時15分)
鹿児島県信用保証協会 保証部 TEL099(223)0271 経営支援部 TEL099(223)0274

(令和8年4月1日現在)

返済方法	保証料率	保証料割引の適用 (各0.10%の割引)		保証料 補助	融資利率		連帯保証人	担 保	責任共有 (対象・対 象外)	取扱金融機関
		有担保 割引	会計参与設置等に対 する割引【※1】							
元金均等に よる月賦償還 【※2】	年0.45%～1.90%	有	有	1/2 (2/3) 【※3】 【※4】	1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超7年以内 7年超	年1.95% 年2.15% 年2.25% 年2.45% 年2.55%	必要となる 場合がある	必要に応じ 徴求	対 象	鹿児島銀行 南日本銀行 鹿児島信用金庫 鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合 鹿児島県医師信用組合 鹿児島みらい農業協同組合 奄美大島信用金庫 福岡銀行 西日本シティ銀行 肥後銀行 熊本銀行 宮崎銀行 宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫
元金均等による 月賦償還	年0.65% (年0.60%) 【※5】	無		3/5 【※4】	1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超7年以内 7年超	年1.85% 年2.05% 年2.15% 年2.35% 年2.45%	不 要	不 要	対象外 【※5】	
	年0.50%～2.20%	有		必要となる 場合がある			原則として 不要	対 象 外		
	年1.00%	無							2/3 (3/4) (4/5) 【※10】	
	年1.20% 〔経営者保証免除による上 乗せ分年0.20%は補助 対象外〕									
	年0.45%～1.90%	有		2/3 (3/4) 【※11】	必要となる 場合がある	必要に応じ 徴求	対 象			
	年0.80%	無		4/5						
	1～4.6号 年0.87% 5,7,8号 年0.80%									
年0.45%～1.90%	有							全額	1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超7年以内 7年超	

※8 保証申込時において税務申告1期未終了者は、事業開始に必要とする資金額の10分の1以上の自己資金が必要です。また、融資実行後、会社を設立して3年目及び5年目に「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出が必要です。
※9 スタートアップ創出促進保証対応の場合は、運転・設備資金の据置期間は、取扱金融機関において創業支援資金の融資と原則同時に信用保証協会の保証を付していない融資を実行する場合又は保証申込時に信用保証協会の保証を付していない融資の残高がある場合にあっては3年以内。
※10 市が定めるセミナー等(創業スキル養成講座や創業塾、ソーホーかごしまインキュベーションマネージャーによる個別支援、街なかリノベーション実践セミナー等をいう。以下同じ。)の修了者又は女性、若者(30歳未満)、シニア(55歳以上)が利用する場合、保証料補助は3/4になります。なお、セミナー等の修了者が女性、若者、シニアの場合、保証料補助は4/5になります。(証明書が必要。対象年度は受講年度を含め2年度以内(街なかリノベーション実践セミナーは令和4年度から令和7年度の修了者が対象)。)
※11 市が定めるセミナー等の修了者が利用する場合、保証料補助は3/4になります。(証明書が必要。対象年度は受講年度を含め2年度以内(街なかリノベーション実践セミナーは令和4年度から令和7年度が対象)。)
※12 突発的な災害や全国的に業況が悪化している業種であることなどの事由により、経営の安定に支障を生じている中小企業者で、市長の認定を受けた方が対象。
※13 災害対策資金を利用した方を対象に、融資実行後3年以内の支払利息の3分の1に相当する額を市が補助します。

鹿児島県信用保証協会の支援メニュー

当協会では、中小企業者の経営状況等のフェーズに応じて、様々な支援メニューを準備しています。

I 経営改善(収益力改善)フェーズ

II 事業再生フェーズ

III 再チャレンジフェーズ

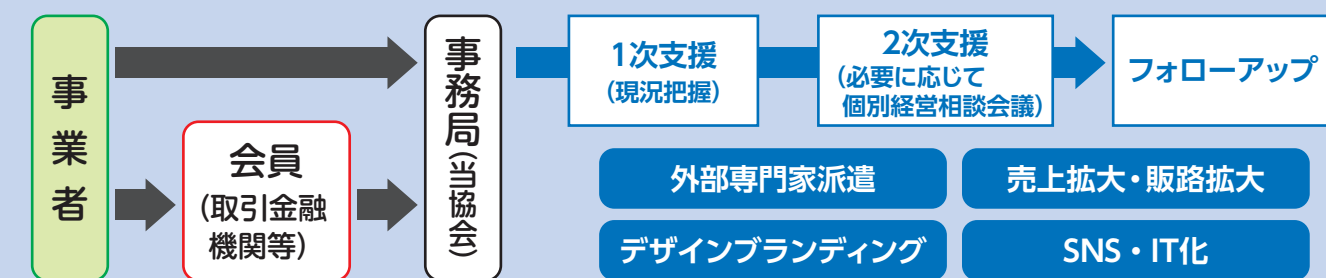
I 経営改善(収益力改善)フェーズ

コロナ禍からの影響に加え、物価高騰や人手不足などにより、資金繰りのみならず、多様な経営課題に直面する事業者の収益力改善を支援するため、令和5年4月、かごしま中小企業支援ネットワーク(NW)内に**経営改善支援連絡会議(事務局:当協会)**が新設されました。

地域金融機関や支援機関などが、それぞれの強みを生かし、相互に連携・協働しながら早い段階から金融支援、経営支援に取り組みます。

▶支援対象
ゼロゼロ融資(借換を含む)
のご利用残高がある事業者
で、既存借入れに延滞や返済
緩和がなく、経営改善の意欲
のある方

経営改善支援の業務フロー図



お問い合わせ 経営支援部 創業・経営相談課 経営相談班 TEL: 099-221-0231

II 事業再生フェーズ

企業訪問・面談等により、金融機関との十分な連携・協力のもと経営サポート会議^(※)等の実施や国の補助事業等を活用した外部専門家(中小企業診断士等)の派遣等を行い、生産性向上による経営改善や事業再生への取組を支援します。

※経営サポート会議

「返済方法の変更を考えているが、取引金融機関が複数あるため思うように相談できない」「経営改善計画を策定したので取引金融機関に説明し経営支援を受けたい」などのご要望をお持ちの中小企業者の方に対し、取引金融機関等が一堂に会して必要な支援策等について意見交換を行います。

●お悩みに合わせた支援をご提案します●

経営診断・アドバイス

経営サポート会議

経営改善計画策定支援

外部専門家派遣

国・中小企業支援機関の支援事業活用

III 再チャレンジフェーズ

代位弁済を行ったものの、事業を継続しており、事業改善意欲のある事業者に対して、専門家派遣事業等の支援メニューを活用した事業再生への取組を支援します。

お問い合わせ 経営支援部 経営支援課 TEL: 099-223-0274

当協会へのご相談は **無料** です。お気軽にご相談ください。
(保証利用時にお支払いいただく信用保証料以外の手数料等は一切いただいております)

創業支援 創業のお悩み解決を一緒に目指します

創業にチャレンジする方や創業したばかりの方に対して、創業計画へのアドバイスや資金繰り支援、原則無料の外部専門家(中小企業診断士等)の派遣等を通じて経営課題の解決を図ります。

また、創業後3年間にわたり、金融機関や商工団体と連携した、モニタリングを行い、各々の経営課題に応じた支援を行います。

創業計画へのアドバイス

外部専門家派遣

創業後モニタリング

創業後モニタリングのイメージ

当協会が、商工団体、金融機関 及び各支援機関との連携を図 りつつ、伴走支援を行います	金融機関・商工団体	年1回モニタリング	創 業 者
	当協会	抱える課題等の明確化・進捗のフォローアップ	
	中小企業支援機関	専門分野に応じた本業支援	

お問い合わせ 経営支援部 創業・経営相談課 創業支援班 TEL: 099-210-7367

事業承継支援 承継の準備段階から承継後まで切れ目ない支援を行います

円滑な事業承継を支援するため、承継前から承継後まで一貫してサポートします。

事業承継を検討している中小企業者等については、事業承継についてのアドバイス、事業承継者向けの保証制度のご案内及び外部専門家(税理士・中小企業診断士等)の派遣による事業承継計画策定支援等を行います。

また、経営者自らが廃業を望む場合についても円滑な撤退を支援します。

●お悩みに合わせた支援をご提案します●

事業承継へのアドバイス

事業承継計画策定支援

外部専門家派遣

廃業支援

お問い合わせ 経営支援部 創業・経営相談課 TEL: 099-223-0274

特別相談窓口等のご案内

災害や取引先の倒産など、外部的な要因で経営の安定に支障をきたしている中小企業者の方のために、特別相談窓口等を設置しご相談をお受けしています。全ての特別相談窓口等については、当協会ホームページをご覧ください。

お問い合わせ 保証部 TEL: 099-223-0271 経営支援部 TEL: 099-223-0274

金融機関紹介窓口・専用ダイヤルのご案内

金融機関が中小企業者に対し十分な融資を行えない場合、当協会が中小企業者へ他の金融機関を紹介します。

▶紹介に当たっては、メイン銀行その他取引金融機関の支援方針の把握に可能な限り努め、金融秩序の乱れを招くことのないよう、資金の必要性について十分な把握を行います。

▶紹介を行う中小企業者に対しては、紹介した金融機関における融資が確約されるものではなく、金融機関における審査がある旨を説明します。

金融機関紹介専用ダイヤル TEL: 099-223-7755

事務所ご案内

住所 〒892-0846

鹿児島市加治屋町14番3号

H P <https://www.kagoshima-cgc.or.jp>

▶休日・夜間相談窓口

休日経営相談／土日・祝日 9:00～17:00

夜間経営相談／月～金曜日 17:30～19:30

(事前予約制) TEL 099-223-0274

FAX 099-210-7397

▶苦情相談窓口 TEL 099-223-0530



▶保証部

TEL 099-223-0271 (代表)

099-210-7362 (保証第一課)

099-210-7364 (保証第二課)

099-210-7365 (保証事務課)

FAX 099-222-1093

▶経営支援部

TEL 099-223-0274 (代表)

099-210-7369 (経営支援課)

099-210-7367 (創業・経営相談課 (創業支援班))

099-221-0231 (創業・経営相談課 (経営相談班))

FAX 099-210-7397

▶管理部

TEL 099-223-0272 (代表)

099-210-7390 (管理課・回収部門)

099-210-7391 (管理課・代位弁済部門)

FAX 099-223-0318

▶総務部

TEL 099-223-0273 (代表)

099-210-7381 (総務課)

099-210-7387 (企画情報課・企画部門)

099-223-0654 (企画情報課・電算部門)

FAX 099-223-6399



鹿児島ユナイテッドFC
KAGOSHIMA UNITED FC

鹿児島信用保証協会は、
「鹿児島ユナイテッドFC」を
応援しています。

個人情報保護宣言

鹿児島県信用保証協会は、個人情報の重要性を認識し、当協会の個人情報保護宣言に基づいて個人情報保護に努めます。

鹿児島県信用保証協会では、保証の取扱について公正・公平・平等な取扱をするために、暴力団関係者等及び申込人以外の第三者が介入・介入する保証申込はお断りしております。

また、申込人又は保証人が暴力団等反社会的勢力に該当する場合は、信用保証をご利用できません。



かごんまの色® 本冊子は、「かごんまの色」を使用して製作いたしました。